

第32回なら・ヒューマンフェスティバルに係る
委託業務仕様書

令和8年7月

なら・ヒューマンフェスティバル実行委員会

第32回 なら・ヒューマンフェスティバル 会場設営業務委託仕様書

I 会場設営日時

場 所	設 営	撤 去
田原本町青垣生涯学習センター外会場	10月23日(金)午前9時～午後5時	10月24日(土)午後3時30分～午後6時30分
田原本町青垣生涯学習センター中会場	10月23日(金)午後1時～10月24日(土)午前9時	10月24日(土)午後3時30分～午後6時30分

II 会場設営内容

○ 田原本町青垣生涯学習センター外会場

名 称	摘 要	数 量	備 考
総 合 案 内 < 10月23日(金)午前9時～午後5時の間に設営完了 >			
テント(横幕・ウエイト付)	1.5K×2K(2.7m×3.6m)	1 張	地面に傷が付かないようテント脚を養生すること。
テーブル(受付用・白布付)	W1500mm×D600mm	8 台	
パイプ椅子		12 脚	
飲食スペース < 10月23日(金)午前9時～午後5時の間に設営完了 >			
ブローテーブル	W1800mm×D600mm	16 台	
丸椅子		64 脚	
模 擬 店 ・ 物 産 展 < 10月23日(金)午前9時～午後5時の間に設営完了 >			
テント(横幕・ウエイト付)	2K×3K(3.6m×5.4m)	10 張	油染み等防止のため、テント下全面をブルーシート等で保護すること。
ベニヤテーブル(ビニールクロス付)	W1800mm×D600mm	20 台	
ブローテーブル	W1800mm×D600mm	20 台	
丸椅子		80 脚	
耐熱ボード	W900mm×D600mm	10 枚	
折りたたみ式手押し台車※1	耐荷重300kg以上	6 台	
ガスボンベ	5kg・調整器・ゴムホース・取付含む	8 本	
ガスコンロ	2連式	8 台	
消火器		10 台	
バケツ	15リットル	5 個	
ザル		3 個	
紙芝居コーナー < 10月23日(金)午後1時～午後5時の間に設営完了 >			
ブローテーブル	W1800mm×D600mm	2 台	
丸椅子		30 脚	
屋外遊具コーナー < 10月23日(金)午後1時～午後5時の間に設営完了 >			
エアー遊具※2※3	対応人数5人程度・取り付け及び撤去含む・安全管理者1名常駐・配送料含む	1 式	
電 気 工 事 < 10月23日(金)午前9時～午後5時の間に設営完了 >			
電気工事一式(模擬店・物産展コーナー用・屋外遊具用含む)※4	45kVA相当の電力供給が可能な発電機設置・配線工事・コンセント20口・燃料含む	1 式	<模擬店・物産展コーナー> ・事務局指定の5張をコンセントを使用可能な状態にすること。 ・配線を養生し、来場者の安全対策を行うこと。 ・安全確保のため、発電機等の周囲をフェンス等で囲うこと。また、発電機用として消火器を設置すること。 <屋外遊具コーナー> ・イベント前日に発電機等の稼働確認を行う等し、イベント当日、不具合や事故が起きないようにすること。 ・屋外遊具コーナーにおいて送風機を使用することを想定 ・配線を養生し、来場者の安全対策を行うこと。 ・イベント前日に発電機等の稼働確認を行う等し、イベント当日、不具合や事故が起きないようにすること。 ・安全確保のため、発電機等の周囲をフェンス等で囲うこと。また、発電機用として消火器を設置すること。

○ 田原本町青垣生涯学習センター中会場

名 称	摘 要	数 量	備 考
出演者・来賓控室(1階楽屋) < 10月24日(土)午前8時30分～10月24日(土)午前9時の間に設営完了 >			
クーラーボックス	20リットル	3 台	
保冷剤		6 個	
救護エリア (1階工作室) < 10月23日(金)午後1時～10月24日(土)午前9時の間に設営完了 >			
救護用簡易ベッド		1 台	
クーラーボックス	20リットル	1 台	
保冷剤		2 個	凍らせても硬くならない保冷剤とする。
展示コーナー(1階視聴覚室) < 10月23日(金)午後1時～午後5時の間に設営完了 >			
パネルボード(ヴァンティアンパネル)※5	W900mm×H2100mm・自立式	60 枚	
ワイヤーハンガー	レール付	200 本	

- ※1 ロールボックス(耐荷重300kg以上)で代替することも可とする。
- ※2 取り付けから撤去までの間、安全管理者1名を遊具の近くに常駐させ、事故が起きないよう慎重を期すこと。
- ※3 遊具の取り付け及び撤去にあたっては、会場施設を傷つけないよう十分に注意すること。また、ウエイトを付ける等して、遊具が動かないようにすること。
- ※4 コンセントに照明器具やQRコード決済に使用する機器等をつないだ際に、不具合がでないよう留意すること。
- ※5 盤面の色は薄い色かつ単色にすること。また、両面テープが使用できるものとする。 (養生テープを使用する場合は、両面テープのつきやすいものを使うこと。)

そ の 他 < 10月23日(金)午後1時～午後5時の間に設営完了 >			
のぼり旗立て台	15L注水式	20 台	のぼり棒は不要のため、注水台のみとする。
ごみ箱	45L 5種×4個	20 箱	通常使用に伴う汚れの洗浄等については、受託業者で対応すること。
ごみ箱	45L 生ゴミ用	1 箱	通常使用に伴う汚れの洗浄等については、受託業者で対応すること。
拡声器	電池付	3 台	
カラーコーン(反射板付き)	バー・ウエイト付き	30 個	

- 【その他注意事項】
- ・ 残材については、適宜適切に保管すること。
 - ・ 受託業者は、レンタル物品等によって起きた事故時に対応となる賠償責任保険に加入すること。
 - ・ 当日のイベント参加者を対象とした傷害保険については、実行委員会で加入手続きをすることとする。
 - ・ 会場設営及び撤去にあたっては、各種関係法令を遵守し、安全管理を徹底すること。また、現場には少なくとも1名責任者を常駐させ、備品の不具合や事故等が起きた場合、実行委員会と協議のうえ、受託業者は速やかに対応するものとする。
 - ・ 委託内容(物品数量、レイアウト等)に変更が生じた場合は、その内容に応じて契約の一部変更を行うものとする。
 - ・ 仕様書の内容に疑義がある場合は、実行委員会と受託業者で協議する。
 - ・ 受託業者決定後、受託業者は速やかに現地調査を行い、1週間以内に事務局の要望を反映したレイアウト案(実寸サイズに近いもの)を提出すること。
 - ・ 本設営に係る消耗品、梱包材及び使用済みの看板等の排出事業者は受託業者とし、本設営に係る消耗品、梱包材及び使用済みの看板等は受託業者の責任において処分すること。
 - ・ 別紙「公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)」の趣旨を遵守すること。

設置・撤去の日時

設 置	撤 去
10月23日(金)午前9時～午後5時	10月24日(土) 午後3時30分～午後6時30分

(単位:mm)

名 称	規 格	材質・印刷等	数量	備 考
A ステージ横断幕	W5400×H900	インクジェットコート紙、片面フルカラー	1	「なら・ヒューマンフェスティバル」 文字データ(指定ロゴ)提供 ホールステージの吊り看板に貼付
B 立て看板	W600×H1800	木枠付(35mm程度) 面材はベニア 片面フルカラー ステ看、控え付(2本脚)	1	「なら・ヒューマンフェスティバル」 文字データ(指定ロゴ)提供
C 立て看板	W920×H1800	木枠付(35mm程度) 面材はベニア 片面フルカラー ステ看、控え付(2本脚)	1	イベント案内
D 立て看板	W600×H900	木枠付(35mm程度) 面材はベニア 片面フルカラー ステ看、控え付(1本脚)	1	紙芝居コーナー
E 展示パネル用看板	W900×H200	片面糊付き発泡スチロールボード製、 片面2色	14	横書き
F 立て看板	W300×H900	木枠付(35mm程度) 面材はベニア 片面フルカラー ステ看、控え付(1本脚)	1	総合案内
G 立て看板	W600×H1800	木枠付(35mm程度) 面材はベニヤ、片面2色 ステ看、A型	5	駐車場案内 矢印部分はステッカーで貼付
H 立て看板	W2700×H1800	木枠付(35mm程度) 面材はベニヤ、片面2色 ステ看、控え付(2本脚)	1	会場案内

【その他注意事項】

- ・ A・E以外はすべて、控えにはコンクリート又は水缶の土台をつけるものとする。他の方法で養生する場合は、アスファルトを傷つけず、倒れない方法とすること。
- ・ A・E以外の看板の材質について、木枠でなはい別の材質で代替することも可とする。別の材質で代替する場合は、事故の危険性がないものとする。また、使用済みの看板は受託業者の責任において処分すること。
- ・ 数センチ程度の誤差であれば、規格外のサイズの看板を使用することも可とする。その場合は、看板として成立していない状態(ステージ横断幕から文字がはみ出る等)にならないようにすること。
- ・ 設置及び撤去の費用も含む。
- ・ 契約締結後、委託内容に変更が生じた場合は、その内容に応じて契約の一部変更を行うものとする。
- ・ 仕様書の内容に疑義がある場合は、実行委員会と業者で協議する。
- ・ 本設営に係る消耗品、梱包材及び使用済みの看板等の排出事業者は受託業者とし、本設営に係る消耗品、梱包材及び使用済みの看板等は受託業者の責任において処分すること。
- ・ 第32回なら・ヒューマンフェスティバル当日に設営物品に不具合等が発生した場合も、実行委員会と協議のうえ、業者は速やかに対応するものとする。
- ・ 別紙「公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)」の趣旨を遵守すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。